



市 章

大津市公報

平 成 24 年 3 月 30 日
号 外 (第 20 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企 業 局 管 理 規 程

- 5 大津市企業局事務分掌規程の一部改正..... 1
- 6 大津市企業局事務決裁規程の一部改正..... 2
- 7 大津市企業局文書取扱規程の一部改正..... 2
- 8 大津市水道技術管理者規程の一部改正..... 2
- 9 大津市企業局会計規程の一部改正..... 2

企 業 局 告 示

- 4 昭和53年企業局告示第 1 号 (大津市企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について) の一部改正..... 2

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 5 号

大津市企業局事務分掌規程 (昭和40年公営企業部管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 西 村 直

第 2 条第 1 項中「料金課 管理係 整理検針係 計量開閉栓係」を「料金課」に改め、同条第 2 項中「課に」

「局

を「局又は課に」に、「技術監理課」を 危機管理室 に改める。

技術監理課 」

第 2 条の 2 第 1 項中「経営経理課」の次に「、料金課」を加える。

第 8 条を次のように改める。

(料金課の事務分掌)

第 8 条 料金課の分掌事務は、次のとおりとする。

水道、下水道及びガスの使用の開始、休止、再開及び廃止の届出の受付に関すること。

水道、下水道及びガスの使用者の変更の届出等の受付に関すること。

水道、下水道及びガスの需要家による新規施設の登録に関すること。

計量器の管理に関すること。

計量器の取替えに関すること。

開閉栓業務及び現地精算に関すること。

水道料金、下水道使用料及びガス料金その他収納金の徴収及び精算に関すること。

水道、下水道及びガス使用量の検針に関すること。

納入通知書の発送に関すること。

水道料金、下水道使用料及びガス料金の督促に関すること。

水道の給水及びガスの供給の停止処分並びに当該停止処分の取消しに関すること。

水道料金、下水道使用料及びガス料金の不納欠損処分に関すること。

課の一般庶務に関すること。

第24条工事検査室の項の前に次のように加える。

危機管理室

災害等危機事案に係る対策に関すること。

災害等危機事案に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

企業局災害対策本部及び企業局事故対策本部に関すること。

室の一般庶務に関すること。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 6 号

大津市企業局事務決裁規程 (昭和60年企業局管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

大津市公営企業管理者職務代理者
大津市企業局長 西 村 直

第 2 条第12号中「課長補佐、」の次に「室次長、」を加える。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 7 号

大津市企業局文書取扱規程 (昭和30年公営企業部管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

大津市公営企業管理者職務代理者
大津市企業局長 西 村 直

第 4 条第 1 項中「水再生センター」の次に「、危機管理室」を加える。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 8 号

大津市水道技術管理者規程 (平成19年企業局管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

大津市公営企業管理者職務代理者
大津市企業局長 西 村 直

第 2 条中「水道法施行令 (昭和32年政令第336号。以下「令」という。) 第 6 条」を「大津市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例 (平成24年条例第 7 号) 第 4 条」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「令」を「水道法施行令 (昭和32年政令第336号) 」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 9 号

大津市企業局会計規程 (昭和39年公営企業部管理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

大津市公営企業管理者職務代理者
大津市企業局長 西 村 直

第 1 条中「第 1 条」を「第 2 条」に改める。

第 2 条第 2 項中「局長」の次に「、企業総務課長」を加え、同条第 3 項中「経営経理課長」を「企業総務課長である企業出納員及び経営経理課長」に改める。

第40条中「経営経理課長」を「企業総務課長」に改める。

第72条中「第 8 条第 2 項」を「第15条第 2 項」に改める。

第73条中「第 8 条第 3 項」を「第15条第 3 項」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 3 月30日から施行する。

企 業 局 告 示

大津市企業局告示第 4 号

昭和53年企業局告示第 1 号 (大津市企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について) の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

平成24年3月30日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 西 村 直

第3号中「中央三井信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改める。